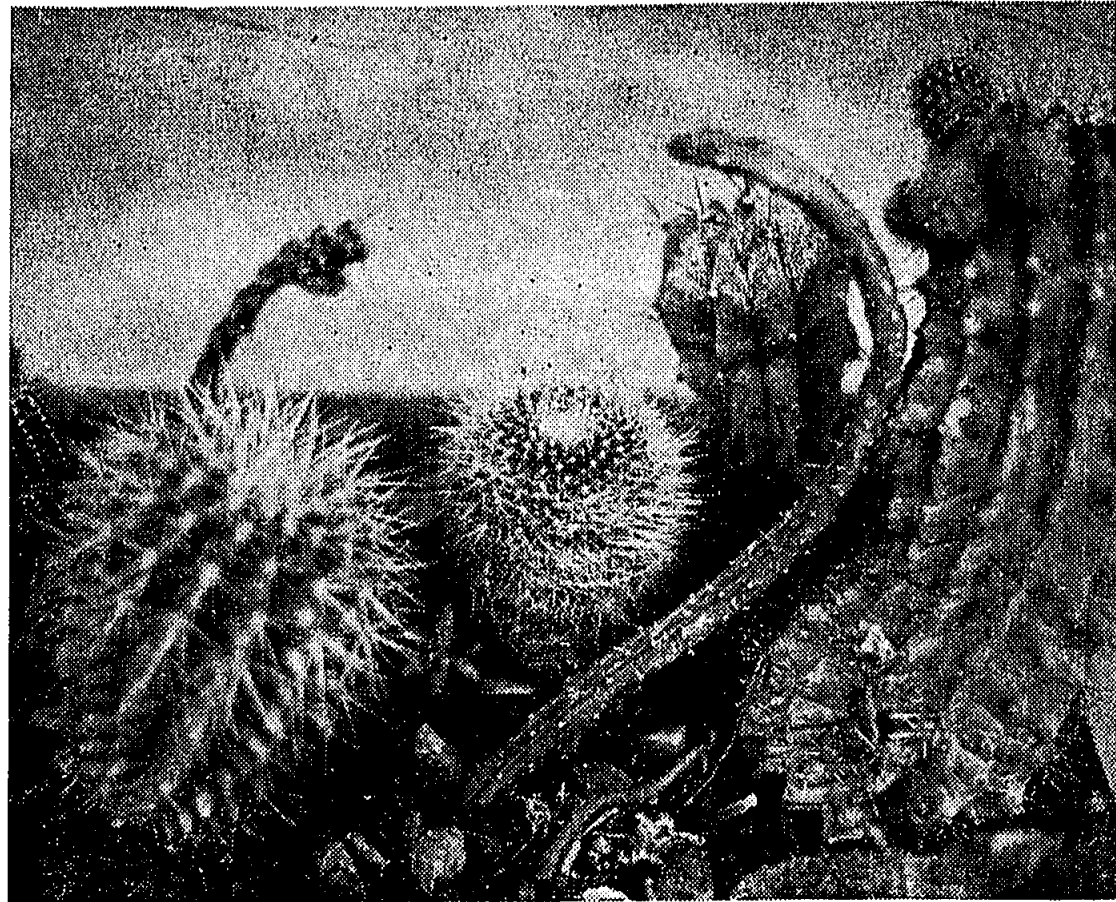




発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 辻守荘
印刷所 大和印刷所 有限会社
電話(宗像) 2027番



交通事故と

国民健康保険

走る凶器とか、交通戦争などといわれ毎日のように尊い生命が奪われています。

あなたの周囲にも不幸にして交通事故にあい、一家の平和をみだされ悲惨な生活をおくっている人が多数いるはずで、自分だけは事故にあわないだろうと呑気にできる時ではありません。事故は自分の不注意ばかりでなく、むこうからもやってくるのです。

せめて自分の不注意による事故だけは絶対に起らないよう、じゅうぶんに気をつけよう。そして不幸にして被害者となった

場合どうしたらよいか。常識として知っておかないと不幸の上積みということになりかねません。

◎加害者の損害賠償責任

事故にあった場合、加害者は被害者に過失の程度に応じて損害の賠償をしなければなりません(民法)。この損害、賠償の一部にあてられるために、車の所有者に強制的にかけ金をかけさせ被害者に支払う自動車損害賠償責任保険というものがあります。しかし、この保険からだす

保険金は、損害賠償の一部であって、これだけで全部賠償できるというものではありません。損害額が保険金をうまわれる場合は、その分は加害者が負担しなければなりません。

◎事故により医師の診療を受けるとき

交通事故で負傷し医師の診療を受けるとき、医療機関の窓口では「保険ではかかられませんよ」といわれる場合があります。これは前にのべたように、事故の加害者が診療費等賠償しなければならぬ義務があり、たとえ保険で受けても、後で保険による支払分は返済しなければならぬからです。

しかし事情があつて被害者が医療費に困るようなときは、国民健康保険の被保険者証を使って診療を受けることができます。

◎被保険者証を使うときは必ず届出すること

事故で被保険者証を使う場合役場(国保係)に届出をしなければなりません。しかし治療が緊急を必要とするので電話等により、そのことを連絡し、後日所定の用紙により届出をして下さい。

この場合国民健康保険で医療費を一時立替るわけで、この費用は加害者、又は被害者(示談が成立して医療費が加害者より被害者に支払われている場合)に請求することになります。

◎示談をするときは慎重に

被害者が加害者に損害賠償の請求する場合、まず示談を行います。この示談によって賠償額等が決定するので、よほど慎重にやらないと後で自分に不利な示談とわかってしまうこと

ともできず、泣きねいりしなければならぬことがありますので次のことにじゅうぶんに気を付けよう。

一、損害賠償責任の範囲

賠償金は医療費ばかりでなく仕事を休んだ損害、対物賠償及び精神的な面としての慰謝料も含まれる。

二、示談する前に一度国民健康保険係に相談すること

国民健康保険の被保険者を使って診療を受けた場合、示談する前に必ず国保係に相談して下さい。よくある例として、医療機関の窓口で支払う本人負担分(医療総額の三割)のみ示談の対象にして、町が負担した医療費(七割)については知らなかったという場合が多く後で争いのもととなる場合があります。

三、ゆつくりあわてず示談する

加害者は自賠保に提出する書類の関係等で示談を急ぎますが、決して急いではなりません。けがが全治する見込がつき、後遺症がないか、はっきりするまで経過をみてから示談するのが賢明です。後で後遺症がでてあわてても間にあいません。念のため示談書に万一あとで異状症状が生じた場合に対する保障条件を附記するとよい。

四、示談屋にはなるべく依頼しないこと

よくいわれる示談屋または事故屋という者に示談を頼むと、委任状など取られて示談金を横取りされたりして多大の損害を受ける事がありますから特に注意が必要です。

以上交通事故にあった場合の知識として、国民健康保険の被保険者を中心に書いてきましたが、これは会社その他の健康保険に加入している人にもあてはまることです。その時は、よくそれぞれの事務所と相談して下さい。

住民課



交通違反に交通反則通告制度

七月一日から実施

1 交通反則通告制度とは

自転車など軽車両を除いた車両等の交通違反のうち悪質または危険性の高い違反を除いたものについて警察本部長が法律で定められた定額の反則金を所定の銀行、郵便局に納めたときは刑事事件として処理されず納めなかった場合は刑事手続が進行するということです。

2 制定の理由

自動車交通のめざましい発達とともに交通違反が増加し、これら違反の処理は、現在そのほとんど現行交通切符制度によっていますが、この方法でもその処理にかなりの時間と労力を要し、国民にとっても、国にとっても相当の不便不利な結果となっており、違反の軽重に応じて迅速、合理的に処理しようと考えたわけです。

3 反則者とは

悪質又は危険性の高い違反（ひき逃げ酒酔い運転無免許、無資格運転、超過速度毎時二十五キロメートル毎時以上の速度違反など）を除いた比較的軽微な違反をした者であって、この制度の適用を受けようとする者のことです。次のような者はこの制度の適用はなく、ただちに刑事事件として処理されます。

(1) 無免許、無資格運転をしている者

(2) 反復違反者（違反をして過去一年以内に免許の停止処分を受けたことのある者）

(3) 酒気を帯び運転をしていた者

(4) 違反が原因となって交通事故を起こした者

注 少年にはこの制度は適用されません。

4 違反（反則行為）をしたときはどうなるか

警察官から違反（反則行為）の事実、出頭の日時場所などが記載された告知書と反則金の納

付書が渡されます。このあとは次のように進んでいきます。

その一 この制度は警察本部長の通告によって反則金を納めるのがたてまえですが、国民の利便を図るため、警察官の告知を受けた日の翌日から七日以内に銀行（日本銀行代理店）郵便局に反則金を納付することが定められています。

その二 反則金を納付することができなかった（しない）場合は告知書により指定された日時に交通反則通告センター（福岡、北九州、筑豊、筑後の四ヶ所に設けられたことになっている）に出頭することになり、通告書が渡され、その翌日から十日以内に銀行（日本銀行代理店）郵便局に反則金

を納めることとなります。

その三 交通反則通告センターに出頭できない人には通告書が郵送（配達証明）されますが、この場合郵送に要する費用（第一種郵便物の料金十五円、書留料六〇円、配達証明料七〇円計一四五円）もあわせて定められた期限までに銀行（日本銀行代理店）郵便局に納めることとなります。

5 反則金の額

反則金は違反の種類車種によって定められており（道路交通法施行令）主なものは下表のとおりです。

6 反則金のゆくえ

反則金は、国に納められますが、そのすべては県および市町村に還元され、交通安全施設設置の費用とされます。（交通安全対策特別交付金）

主な反則金の額 (単位千円)

違反（反則行為）の種類		大型車	普通車	二輪車	原付車
速度違反	20キロ以上25キロ未満	10	8	6	5
	15 " 20 "	8	6	5	4
	15 才 未満	6	5	4	3
信号無視	止まれ	6	5	4	3
	点滅	5	4	3	2
通行区分違反	通行	6	5	4	3
	追越	6	5	4	3
道路通行違反	停止	6	5	4	3
	踏切	4	3	1	1
無灯火	前照灯	4	3		2
	尾灯	3	2		1
合図不履行	合図	4	3		2
	免許	5	4	3	2
免許	免	1	1		1
	免				

注 反則行為の種類は63種となっています

<運転者の皆さん>

- 一、出発前に天候道路状況その目的地までの運行に必要な事項を確認しましょう。
- 二、仕業点検を確実にしない、完全に整備された車両を運転しましょう。
- 三、運転中の脇見や、雑談を交わさないようにし、ねむくなったり、気分が悪い時は速やかに安全な場所を選んで停車し、回復を待って運転するように務めましょう。



四、運転車はもちろんその同乗者家族にも運転する時は酒を飲まない、酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しないの「三ない」運転を徹底しましょう。

五、譲り合いの精神で運転し、無理な追越しや、スピードを競うような無謀なことはいしにしましょう。

六、見通しの悪い交差点や、曲り角その他公安委員会の指定したところでは必ず徐行または一時停止を励行しましょう。

七、踏切では必ず一時停止し安全確認を励行するとともに万一、エンスト等をした場合、列車への警報措置を理解しましょう。

八、横断歩道の直前での一時停止と、幼児、児童の側方通過時の徐行を必ず行ないましょう。

歩行者の皆さん

一、横断歩道での正しい横断を励行しましょう。

二、信号に従って横断しましょう。

三、車の直前、直後の横断はやめましょう。

四、父兄や子供の付添いの方は十三才未満の子供の行動に十分注意し安全な歩行に努めましょう。

五、酒に酔って道路をふらつかないようにしましょう。

六、道で、寝そべったり、坐ったり、しゃがんだりして交通を妨げないようにしましょう。

七、進行中の自動車や電車で飛び乗ったり、飛び降りたり、つかまったりしないようにしましょう。

八、家や軒下からいきなり道路へ飛び出さないようにしましょう。

城山登山

六月二日 九時集合

六月二日午前九時海老津バス停集合。九時発福岡行きで赤鳥居まで行き、赤鳥居九時十分集合、上畑から歩いて城山登山。途中唐人焼、唐人墓地等見学、頂上でレクリエーション。帰り

(次頁へつづく)

は赤間に下る予定。
 携行品、水筒、弁当、
 バス賃。
 雨天の場合は無期延期
 体力づくりのため、多
 勢参加下さい。

湯川林道貫通成る

昭和四十年
 度から、三カ年計
 画で施工中であ
 った、湯川林道
 新設工事（国庫
 補助事業）は本
 年三月完成。
 新設延長二、七
 五〇米、中員三
 、六米、工事費
 二、七〇〇万円、
 尚、内浦側から
 炭鉱離職者緊就



対策事業で実施した、三四七米
 と相俟って、本道路は全部完成
 従って本地区の林産物の搬出等
 に多大な活躍をする事は勿論で
 あるが、本道路は内浦から成田

山を経て湯川山腹を湯川に通ず
 る道路であり、眼下に響灘を一
 望し、近くに国定公園三里松原
 芦屋射撃場の絶景を見降し、
 遠くに白島、さらに本州を望み
 尚澄み渡った秋の日に
 は、玄海の孤島、神秘
 の島といわれる沖の島
 もはるかに望む事が出
 来、又鏡のように一面
 に広がる春の海、荒れ
 狂う冬の荒波等、四季
 に応じ変化に富んだ風
 光明媚なドライブコー
 スであり、将来岡垣町
 観光開発にも大きな役
 割を果すものと思われ
 ます。



尚、本道路新設に当り
 関係区並びに区民に用
 地買収その他の事で絶
 大なる協力を得た事を
 深く感謝致します。

日赤募金に協力しましょう

みんなの赤十字

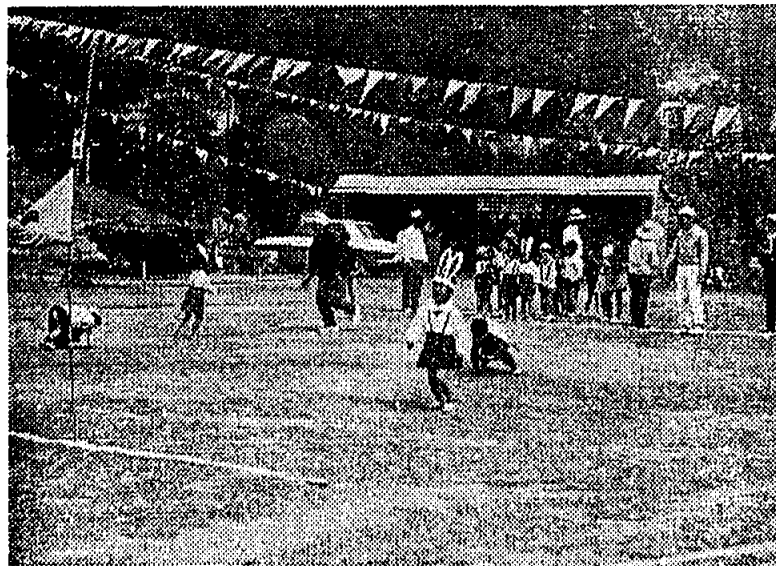
赤十字国際標語「赤十字は、
 みんなのつとめ」

世界の恒久平和、人類の福祉
 のため、病めるもの、助けなきも
 の、避難民、家無きもの、戦争
 や災害の犠牲者に救助の手をさ
 しのべて苦痛の軽減をしている

赤十字募金に協力しましょう。

先ず、社員加入が赤十字協力
 の第一歩です。なるべく一世帯
 三〇〇円以上の社費を各世帯の
 能力に応じ、増額繰出して御協
 力をお願いします。

日本赤十字岡垣分区



子供の日を中心に各地で運動会開催さる

労災保険の改正について

福岡労働基準局
 各労働基準監督署

- この度労働者災害補償保険法施行令が改正され、昭和43年4月1日から常時5人以上の事業場に働く人はすべて労災保険の適用を受けることになりました。
- このため常時5人以上の労働者を使用する事業の事業主は労災保険に加入の手続をとる必要があります。
- 今後は労働者が業務上負傷したり、病気になったり或は死亡した場合は、労災保険から補償を受けることができます
- 労災保険加入の手続など詳細については最寄りの労働基準監督署または労働基準局におたずね下さい。

昭和四十二年度

優良納税区並びに納税組合の表彰

昭和四十三年五月七日、吉木小
 学校講堂に於いて表彰式を挙行
 した。

一、表彰した区

波津区、東黒山区、西黒
 山区、東松原区、新松原
 区、山田区、緑ヶ丘区

二、表彰した納税組合

三吉中組、糠塚村町、戸
 切畑組 高倉下組 上海
 老津第三組

なお今回表彰された優良区は区
 の全納税者が納税組合に加入し

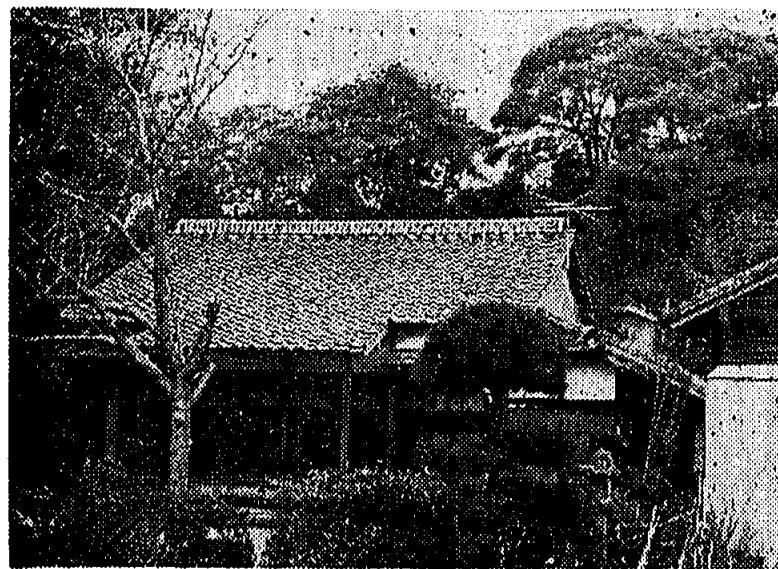
而も納期限内に完納された区、
 納税組合については組合員全員
 が納期限内に完納されたものの
 内、特に優良で永年納税に協力
 された組合。

税金を納期限内に納めることは
 当然のことですが、ややもする
 と忘れがちで督促料や延滞金を
 納めなければならぬこともし
 ばしばです。納税組合に加入し
 ているかたには、毎年二回にわ
 けて納税報償金を交付していま
 すので、まだ納税組合に加入し
 ていないかたは、加入してい
 だき、納税に対する協力をお願
 いしたいものです。

善照寺縁起

戸切字木村にあり香林山と号す。昔は禅宗で香林寺といふ、耳牟田にあった。大友宗麟の兵火に罹り、本尊阿

昭和四年四月二日、汽車の飛火から山火事になり



善 照 寺 全 景

第 3 表 水道事業会計予算

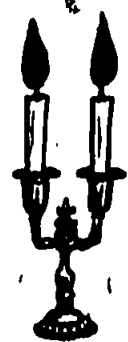
収入の部				支出の部			
説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
水道事業収益	11.746	0		水道事業費用	16.605	0	
営業収益	10.440	0		営業費用	11.217	0	
営業外収益	1.306	0		営業外費用	5.288	0	
基本的収入	800	0		予備費	100	0	
他会計負担金	800	0		資本的支出	1.100	0	
合 計	12.546	0		合 計	17.705		

第 2 表 特別会計国民健康保険歳入歳出予算 (単位千円)

歳入の部				歳出の部				財 源 内 訳				
説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	国 支 出	県 金	地方債	その他	一般財源
1 国民健康保険税	13.050	12.288	1.762	1 総務費	2.790	2.488	302	1.500				1.290
2 一部負担金	3	3	0	2 保険給付費	32.483	26.567	5.916	19.909				12.574
3 使用料及び手数料	20	16	4	3 保健施設費	1.412	1.183	229	145				1.247
4 国庫支出金	21.339	17.228	4.111	4 基金積立金	1	1	0					1
5 県庫支出金	75	55	20	5 公債費	1	1	0					1
6 県支産収入金	1	1	0	6 諸支出金	6	6	0					6
7 寄附金	1	1	0	7 予備費	500	500	500					500
8 繰入金	1.500	1.500	0	合 計	37.193	30.746	6.447					15.639
9 繰越金	1.000	500	500									
10 雑収入	204	154	50									
合 計	37.193	30.746	6.447									

弥陀仏の立像を運び出したのみで、堂宇等灰燼に帰す。(永禄二年で四百九年前、桶狭間の戦いのあった頃)
その後、葛嶽(城山)の城主宗像氏男の臣大和左近の第三子世の無常を感じ、剃髪出家して教円と号し、今の地に寺を建て香林を山号に善照を寺号に、今の真宗に改める。

(資料提供、住職香行之氏)
寺も烏有に帰す。本尊仏及び仏画だけは住職と区民により難をまねがれたが。
昭和九年仮本堂を建て法燈を継ぐ。



備 考

収入支出差 △ 5.159

昭和43年4月1日から公営企業法の適用により会計が改正

第三回臨時町議会は四月十九日午前九時三〇分岡垣町議会議事堂に招集され、会期は一日と決定。次の議案が議決された。
議案第三一号
岡垣町税条例の一部を改正する条例(案)
提案理由
地方税法並びに同法施行令の一

部改正のため町税条例の一部を改正するもの
○満場一致で原案議決
議案第三二号
岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)
提案理由
昭和四三年四月一日から助産費補助、二、〇〇〇円とあるを三、〇〇〇円に改めるもの。
○満場一致で原案議決

第 4 表 特別会計農業共済事業歳入歳出予算 (単位千円)

歳入の部				歳出の部			
説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
農作物共済勘定				農作物共済勘定			
1 掛金交付金及び補助金	1.234	943	291	1 保険料	83	63	20
2 保険金	1.895	1.395	430	2 共済料	2.966	2.250	716
3 連合会無事戻入金	119	241	△128	3 無事戻金	282	241	41
4 諸収入	1	1	0	4 予備費	652	504	148
5 繰越金	800	478	328	計	3.938	3.058	925
計	3.983	3.058	925				
家畜共済勘定				家畜共済勘定			
1 共済掛金	69	64	5	1 保険料及び技術料	69	64	5
2 保険金及び診療	90	90	0	2 共済料	90	90	0
3 諸収入	1	1	0	3 諸支出金	1	1	0
計	160	155	5	計	160	155	5
業務勘定				業務勘定			
1 賦課金	135	133	2	1 総務費	2.004	1.724	280
2 県支出金	1.300	1.100	200	2 業務費	241	230	11
3 繰入金	500	500	0	3 連合会支出金	130	123	7
4 諸収入	4	4	0	4 予備費	10	10	0
5 繰越金	446	350	96	計	2.385	2.087	298
計	2.385	2.087	298	合 計	6.528	5.300	1.228
合 計	6.320	5.300	1.228				